

通 知
平成30年3月8日

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

今後の格付け・入札等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととします。変更点等に充分ご留意のうえ、入札および入札参加資格申請を行ってください。

記

1. 格付けについて（市内業者）

平成30・31年度の格付けの入札参加資格申請について、平成30年4月2日（月）から平成30年4月20日（金）の期間で行います。

その際、格付けに用いる経営事項審査の基準日は、「平成28年8月1日～平成29年7月31日まで」とします。詳しくは、津山市ホームページ（契約監理室のページ）でご確認ください。

2. 追加項目

1) 解体工事の格付けの追加

格付けランクの能力評定数値区分（経審の総合評価値(P点)）については、土木一式、とび・土工・コンクリートの格付け等級と同様に取り扱うものとする。

2) 解体業者の指名についての取扱い

解体工事の等級格付けは、『経営事項審査』の解体工事の総合評価値（P点）で行うが、経過措置として、平成31年5月31日までに完了する工事は、とび土工工事業及び建築一式両方の格付がある業者については、従来どおり入札参加資格を認める。

ただし、平成31年6月以降の完了日の工事については、解体工事業の格付がない場合は、入札参加を認めない。

3) 解体工事の入札参加資格申請の取扱い

解体工事の追加業種の格付を希望する場合は、解体工事業の許可を有する業者で、経営事項審査（平成28年8月1日から平成30年3月31日までのもの）で解体工事業の完成工事高が0でないこととする。その他の業種については、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの経営事項審査で格付を行うものとする。

また、工種の追加は、1年間格付けしないが、新工種のため申請年度（中間年含む）から格付けする。

3. 変更項目

1) 舗装工事の格付けの条件の変更

舗装工事の格付けは、舗装工事機械（アスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ、モーターグレーダ）4種類全てを保有、又は長期リースができない場合でも、等級格付最下位のDランクとして格付けする。

ただし、アスファルトフィニッシャーの保有等がない場合は、格付対象としない。

2) 能力評定値の主観点についての評価区分の変更

工事成績評定による加減工種の分類基準

工事成績評定の加減について、下記の表の通り業種を土木系と建築系に分け加点及び減点する。

工事成績評定点により加減点を分類する建設工事の工種

| 加点分類 | 加減点を分類する建設工事の工種 |
|------|---|
| 土木系 | 土木、とび、解体、造園、石、土木系鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、土木系塗装、水道、清掃施設、さく井 |
| 建築系 | 建築、電気、管、大工、左官、とび、石、屋根、タイル、建築系鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、建築系塗装、防水、内装、熱絶縁、建具、機械器具、電気通信、消防 |

4. 廃止項目

能力評定値の加点基準項目の廃止について

ISO 9000（品質）及びISO 14001（環境配慮）の取得に対し、それぞれ5点の加点を廃止する。

本市と防災協定の締結の有無、及び消防団協力事業所登録の有る事業者に対し、5点の加点を廃止する。

5. 入札について

総合評価対象工事について、入札金額内訳書の項目を細分化します。公告時にお示している入札金額内訳書の項目で見積りしてください。